

高松市監査委員告示第10号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

平成18年5月31日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	住谷幸伸
同	伏見正範

包括外部監査結果に基づく措置通知について

第1 平成16年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 少子高齢化対策事業に関する財務事務の執行について

(1) 措置を講じた部課名 健康福祉部こども未来課

ア 措置通知日 平成18年4月26日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 児童手当交付金に係る事業実績報告の事務処理を適正にすべきもの

児童手当交付金に係る事業実績報告書の事務処理については、平成16年12月17日付け高福母第12617号および12838号により、実績報告の訂正を香川県知事および厚生労働大臣あてに提出した。また、実績報告書の提出に当たっては、精査、点検の上、適正に提出している。

(イ) 事業実績報告に添付される高松市一般会計歳入歳出決算書を適正に作成すべきもの

事業実績報告書に添付される高松市一般会計歳入歳出決算書については、平成16年12月17日付け高福母第12617号および

12838号により、実績報告の訂正と併せて高松市一般会計歳入歳出決算書を適正に作成し、香川県知事および厚生労働大臣あてに提出した。

ウ 意見を付した事項および措置された内容

(ア) 地域組織活動費補助金に関する実績報告の内容を補助金交付目的に照らして十分吟味することについて

地域組織活動費補助金に関する実績報告については、補助金交付団体を指導するとともに、関係書類および執行状況の確認、検査を行い、適正化を図った。